

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十四号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年広島県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」という。）の下に「及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号。以下「内閣府令」という。）」を加える。

第六条中「省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。